

厚生労働省 次期介護報酬改定に向けた議論を開始

厚生労働省は先ごろ、社会保障審議会介護給付費分科会（座長＝田中滋・慶應義塾大学名誉教授）を開催し、2018年度からの次期介護報酬改定に向けた課題（案）を示しました。検討が必要な分野として、介護サービスの質の評価やケアマネジメントの質の改善、介護保険施設等における医療提供のあり方などが挙げられています。

具体的な課題として国が示したのは、横断的事項、居宅系、施設系、その他の合わせて10項目。

横断的事項では、①介護サービスの質を評価するための具体的な評価手法の確立や、利用者の状態などを維持・改善する取り組みを促すための評価のあり方の検討②ケアプランやケアマネジメントの評価・検証の手法について、実態把握と必要な見直しの検討③中重度や認知症の高齢者にサービスを提供するために、各種調査で研究を進める——の3つが具体的な課題として挙げられました。

居宅・施設系では、④介護保険施設等での機能訓練やリハビリテーションの実態把握とともに、要介護者の生活機能の維持改善につなげるための必要な見直しの検討⑤地域密着型サービスが、医療ニーズへの対応の強化などで在宅生活を支援するためのサービスの充実が図られているか等の観点から、必要な見直しを検討⑥中山間地域の各種加算のあり方を検討するため、実態把握とともに、自治体独自の取り組み等を通じた介護報酬以外の支援のあり方についても検討⑦地域包括ケアシステムの構築に向けたより効果的・効率的なサービス提供のあり方について検討⑧利用者への医療提供のあり方について、診療報酬との同時改定を念頭に、医療保険との関係に留意しながら実態把握を行うとともに、必要な見直しを検討——の5つを具体的な課題として挙げています。

さらに、その他事項として、⑨介護事業経営実態調査について、調査設計や集計方法などの検討⑩介護職員の処遇改善状況の把握——を挙げています。

同省は、今回示した具体的な課題をもとに調査事業などを行う方針で、次期介護報酬改定の判断材料にしていく考えです。

腰痛予防の機器助成 「中小企業限定」を撤廃 対象にエアマットレス追加

従業員の雇用改善や負担軽減等の取組費用の一部を助成する「中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成）」は、15年度より中小企業に限定していた申請者要件を撤廃し対象事業者を拡大、助成金の名称を「職場定着支援助成金」に変更します。介護従事者の腰痛予防に資する機器助成部門では、新たにエアマットレスを対象品目に加えます。

従来では、例えば特養等を運営する社会福祉法人だと、法人全体の従業員が100人以下の場合のみを対象としていましたが、今回この限定を外し、事業規模に関わらず運用を可能としました。

また、同助成金のうち、介護事業所の腰痛予防等に資する機器導入費用の半額（上限300万円）を助成する「介護福祉機器等助成」については、座面昇降機能付車いすを外し、新たにエアマットレスを追加。「介護労働安定センターの介護労働実態調査や、厚生労働省でのヒアリングを踏まえ、身体的負担の軽減効果があると考えられるため」と同省担当者は説明しています。

その他の品目①移動用リフト②自動車用車いすリフト③特殊浴槽④ストレッチャー⑤自動排泄処理装置⑥昇降装置⑦車いす体重計——については変更はありません。従前通り、1品10万円以上のものを対象とします。

申請者は事前に腰痛予防計画の申請と認定、および3カ月以上の導入期間で一定程度の腰痛予防効果を得なければなりません。

機器助成部門の15年度予算については、申請対象の拡大に伴い14年度の9.7億円から3倍近い26億円を要求しています。